※「東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル」第1章～第3章の解説他

◎東京都における昇降機定期報告受付台数推移

◎実務マニュアル2020年・21年版から変更・追記された主な内容および注意点（記載誤り箇所等の紹介）について

（1）昇降機定期報告受付台数推移（昭和49年～令和3年度）　他

（2）第2章：定期検査報告書（第一面・第二面の記入要領他）

（3）第3章：定期検査報告書（検査結果表・別添1，2の記入要領他）

（4）第1章：各種届書・改善工事完了届

【お願い】

講習内容・実務マニュアルについて、ご質問等ございましたら質問専用アドレス goiken_toankyo.tesc@sirius.ocn.ne.jpまでご連絡をお願い致します。

※昇降機等定期検査報告書受付台数推移［東京都 合計］

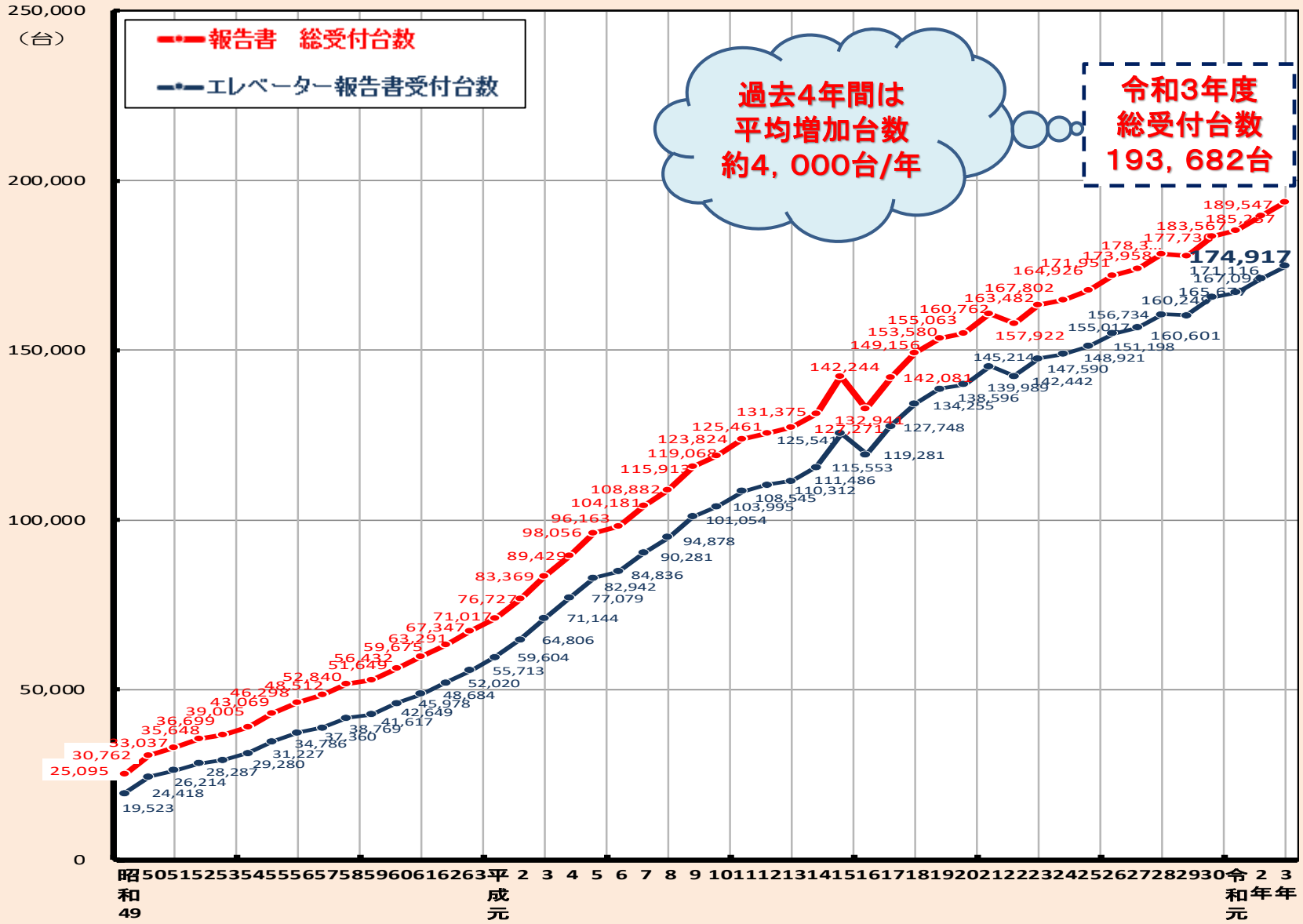

※昇降機等定期検査報告書受付台数推移［東京都 合計］

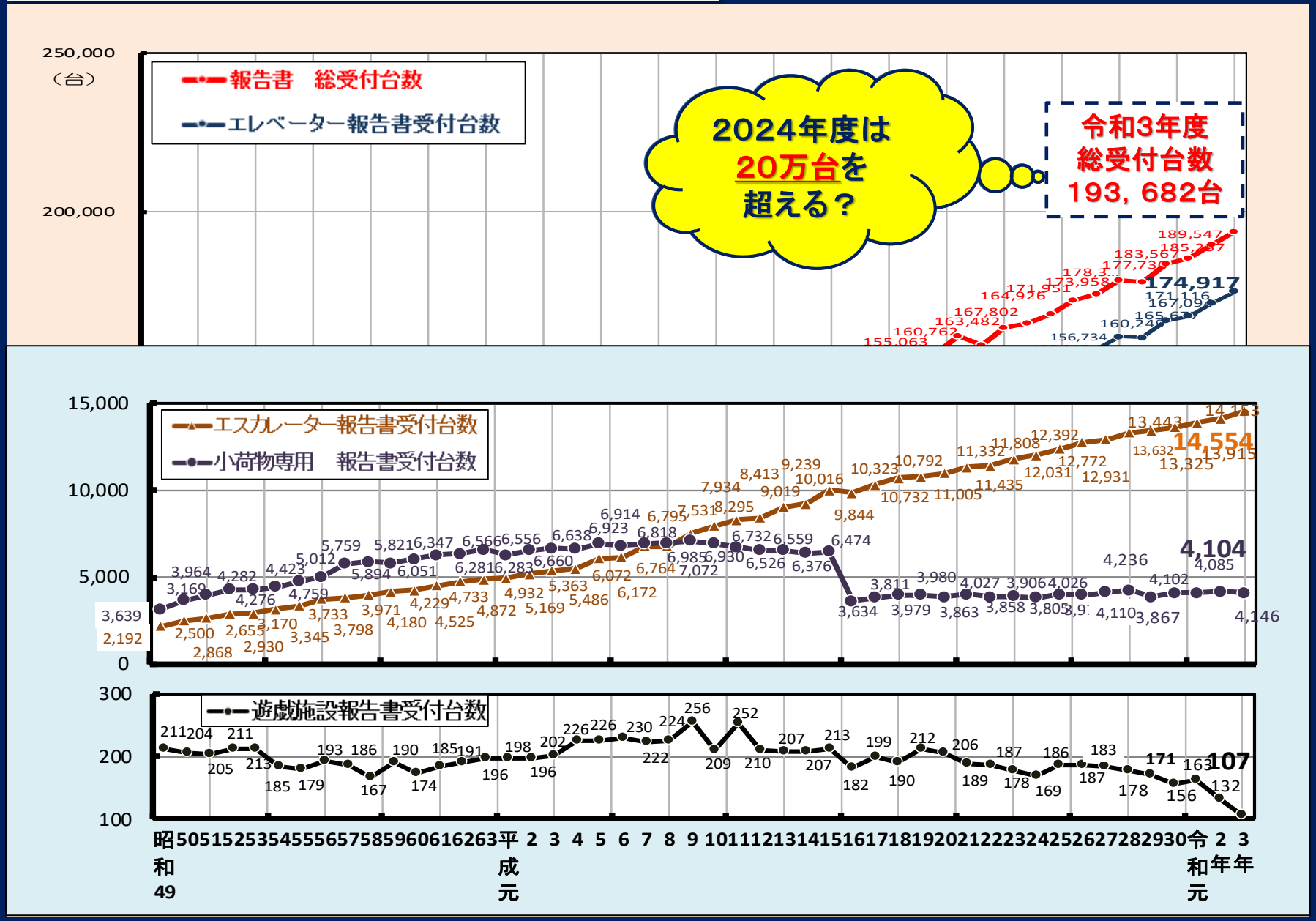

※令和3年度　昇降機等定期検査報告における指摘発生状況

種　別	定期検査報告台数	[参考]令和2年度	要是正 指摘数	[参考]令和2年度	要重点点検 指摘数	[参考]令和2年度	指摘数 合計	[参考]令和2年度
エレベーター	174,917	171,116	5,299(3.0%)	4,997	3,497(2.0%)	3,247	8,796	8,244
（ロープ式）			(2,909)	(2,781)	(1,699)	(1,526)	(4,608)	(4,307)
（機械室なし）			(1,510)	(1,385)	(1,694)	(1,632)	(3,204)	(3,017)
（油圧）			(880)	(831)	(104)	(89)	(984)	(920)
エスカレーター	14,554	14,153	1,624(11.1%)	1,756	11(0.07%)	22	1,635	1,778
小荷物専用昇降機	4,104	4,146	182(4.4%)	198	24(0.6%)	23	206	221
遊戯	107	132	2(1.9%)	6	2(1.9%)	7	4	13
合計 （指摘比率）	193,682	189,547	7,107 (3.7%)	6,957 (3.7%)	3,534 (1.8%)	3,299 (1.7%)	10,641 (5.5%)	10,256 (5.4%)

令和3年度　要是正 完了件数　2,367 台（R4. 12. 1）

※令和3年度　昇降機等定期検査報告における指摘発生状況

●ロープ式（リニア式含む）	要是正		
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	:	826 件	(28%)
外部への連絡装置	:	801 件	(28%)
接触器、継電器及び運転制御用基板	:	508 件	(17%)
停電灯装置	:	469 件	(16%)
●機械室なし（リニア式含む）			
地震時等管制運転装置	:	411 件	(27%)
救出装置	:	343 件	(23%)
乗り場の戸の遮煙構造	:	186 件	(12%)
●油圧式			
機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	:	247 件	(28%)
外部への連絡装置	:	238 件	(27%)
●エスカレーター			
転落防止柵、侵入防止用仕切板及び誘導柵	:	1,477 件	(91%)
●小荷物専用昇降機			
接触器、継電器及び運転制御用基板	:	151 件	(83%)

●ロープ式（リニア式含む）	要重点点検		
主索又は鎖	:	874 件	(51%)
釣合おもり底部すき間	:	617 件	(36%)
調速機ロープ	:	252 件	(15%)
●機械室なし（リニア式含む）			
釣合おもり底部すき間	:	1,198 件	(71%)
主索又は鎖	:	291 件	(17%)
調速機ロープ	:	222 件	(13%)
●油圧式			
主索又は鎖	:	85 件	(82%)
調速機ロープ	:	17 件	(16%)
●エスカレーター			
駆動鎖切断時停止装置	:	7 件	(64%)
駆動鎖	:	2 件	(18%)
●小荷物専用昇降機			
ブレーキ	:	19 件	(79%)
主索	:	4 件	(17%)

※定期検査報告書 第一面の記入について（第2章 P34,P36-⑧）

【3.　報告対象建築物等】⑦
【イ.　所在地】
【ロ.　名称のフリガナ】
【ハ.　名称】
【二.　用途】

台数の記入法
11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」参照

⑧

報告する昇降機の台数を記入する。

A=B+D+E

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

【4.　報告対象昇降機】
【イ.　検査対象昇降機の台数】　（　A　台）
【ロ.　指摘の内容】　要是正の指摘あり　B　台　（うち既存不適格　C　台）
要重点点検の指摘あり　D　台　指摘なし　E　台

【ハ.　指摘の概要】

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)，検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に)，指摘ﾚﾍﾞﾙ(要是正，要重点)を記入する。

【ニ.　改善予定の有無】☐ 有　（　年　月に改善予定）　☐ 無
【ホ.　その他特記事項】

指摘なし及び既存不適格のみは改善予定の有・無にレ点は不要

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
年　月　日		
第　号		
係員		

⑨建築物等の名称：　○○○　△△ビル
⑩検査会社のコード等：
⑪報告会社：
⑫登録番号
⑬延べ面積　㎡

※定期検査報告書 第二面の記入について（第2章 P39-5昇降機の概要）

⑤【5. 昇降機の概要】（番号　　）
【イ. 種類】 □ 建築設備　□ 工作物
【ロ. 種別】 □ エレベーター　（ □ 斜行）　□ エスカレーター　□ 小荷物専用
【ハ. 駆動方式】 □ ロープ式　□ 油圧式　☑ その他（ 油圧パンタグラフ式 ）
【ニ. 用途等】 □ 乗用　（ □ 人荷共用　□ 非常用）　□ 寝台用　□ 自動車運搬用　□ 荷物用
【ホ. 機械室の有無】 □ 有　□ 無
【ヘ. 仕様】（電動機の定格容量）（ kW ）（定格速度 m/min）（積載量 kg）（定員 人）（踏段の幅 m）（勾配 度）
【ト. 停止階】　　階
（停止階床数　　）
【チ. 製造者名】

項　目	記　入　要　領
⑤【5. 昇降機の概要】	（番号　　）昇降機号機名を記入 【イ. 種類】該当する種類のﾁｪｯｸﾎﾞｯｸｽに「レ」 ・「建築設備」：建築物に設置された昇降機 ・「工作物」　：工作物に設置された観光用の昇降機 【ロ. 種別】該当する機種のﾁｪｯｸﾎﾞｯｸｽに「レ」 段差解消機（斜行型），いす式階段昇降機は、エレベーターと斜行の両方に「レ」を付す。 【ハ. 駆動方式】（エレベーターのみ記入） ・「ロープ式」、「油圧式」又は「その他」のﾁｪｯｸﾎﾞｯｸｽに「レ」を付し、「その他」のﾁｪｯｸﾎﾞｯｸｽに「レ」を入れたときは、具体的な駆動方式（ラックピニオン式，パンタグラフ式，ボールねじ式，チェーンスプロケット式 等）を（　　）内に記入する。

2022年版

※定期検査報告書 第二面の記入について（第2章 P37,P40-6．検査状況）

⑤【5．昇降機の概要】（番号　　）

【イ．種類】　☐ 建築設備　☐ 工作物

【ロ．種別】　☐ エレベーター　（☐ 斜行）　☐ エスカレーター　☐ 小荷物専用

【ハ．駆動方式】☐ ロープ式　☐ 油圧式　☐ その他（　　）

【ニ．用途等】☐ 乗用　（☐ 人荷共用　☐ 非常用）☐ 寝台用　☐ 自動車運搬用　☐ 荷物用

【ホ．機械室の有無】☐ 有　☐ 無

【ヘ．仕様】（電動機の定格容量）（定格速度）（積載量）（定員）（踏段の幅）（勾配）

（　　kW）（　　m/min）（　　kg）（　　人）（　　m）（　　度）

【ト．停止階】　　階

（停止階床数　　）

【チ．製造者名】

⑥【6．検査の状況】

【イ．指摘の内容】☐ 要是正の指摘あり　（☐ 既存不適格）

☐ 要重点点検の指摘あり　☐ 指摘なし

【ロ．指摘の概要】← 指摘があった場合、「要是正」・「要重点点検」を明示し、内容を簡潔に記入する。

【ハ．改善予定の有無】☐ 有　（　　年　　月に改善予定）

☐ 無

指摘なし及び既存不適格のみは改善予定の有・無にレ点は不要

⑦【7．不具合の発生状況】

【イ．不具合】☐ 有　☐ 無

【ロ．不具合記録】☐ 有　☐ 無

【ハ．改善の状況】☐ 実施済　☐ 改善予定　（　　年　　月に改善予定）☐ 予定なし

⑧【8．備考】

⑨建築物等の名称：

⑪登録番号

⑩検査会社のコード等：

※第3面不具合の記入について（第2章 P42，43）

7 定期報告書（第三面）記入要領

（1）定期報告書 第三面の記入要領

前回検査時以降に把握した昇降機に係る不具合のうち、第二面の 6 欄において指摘される以外のものについて把握できる範囲において記入する。
ただし、前回の検査以降に不具合が発生していない場合は、第三面を省略することができる。

前回の検査以降、概ね 1 年間に発生した不具合の状況について、①原因究明がされているか、②調整や改善工事により正常な状態に復帰したか、③再発防止策となっているか、を確認する。当該定期検査から 1 年間に関して、保守記録等から確認できる範囲で明確に記入する。
第三面の報告は、第二面【7. 不具合の発生状況】【イ. 不具合】のﾁｪｯｸﾎﾞｯｸｽに「レ」を付す。

項　目	記　入　要　領
不具合の把握年月	不具合を把握した年月を記入
不具合の概要	当該不具合の箇所を可能な限り特定したうえで、当該不具合の具体的内容を記入。 補足：保守記録等から把握された不具合の内容に関して、できるだけ詳細に記述すること。
考えられる原因	当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入。但し、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入する 補足：不具合が生じた原因をはっきりとわかる場合は明確に、それ以外の場合は、主な推定原因を記入すること。
改善（予定）年月	既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を（　）書きで記入し、改善を行う予定が無い場合には「－」マークを記入する。
改善措置の概要等	既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入。改善を行う予定が無い場合は、その理由を記入する。

注意事項	① 昇降機装置名,部品名等の社内的専門用語はさけ、共通な用語を用いる。 ② 平易な表現とすること ③ 「概要」「原因」「改善」の各項目にあった適切で一貫した内容であること。 ④ 概要書第二面「7 不具合の発生状況」には不具合内容を要約して記載。

※第3面不具合の記入について（第2章 P42，43）

① 報告が必要なもの

・昇降機検査員は、所有者等が、緊急通報により、保守会社等に依頼し、修理等した結果を含めたすべての不具合情報について、定期検査報告書の第三面に記載する。

・維持保全の作業で覚知した不具合のすべて(異常に至る前の消耗品の交換は含まない)。昇降機検査員は、発生した不具合事象だけでなく、原因、対応、結果について、保守記録や保守担当者に確認をし、記載する。

・報告対象に不具合にうち、設計段階、製造段階に起因するものについては、より詳細な内容を記載する。

②報告が不要なもの

・停電による停止したもの

・昇降機の場合、地震時等管制運転等の各種管制運転装置が作動し停止したもの、ただし地震で機器が損傷して改善した場合等は報告の対象となる。

・保守作業者又は利用者の不注意等で異常や停止が発生したもの。

・表示灯、照明・電飾照明等の寿命による球切れ。
（昇降機等にあっては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は報告の対象）

・維持保全のために改善したもの。

・機器の変調の予兆で改善したもの。

※既存不適格を設置時期で判定する項目について（第2章 P46-(1)）

(1)「既存不適格」を設置時期で判定する項目

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。「平 20 国告第 283 号改正(平成 28 年 11 月 1 日)」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

①告示「平 25 国告第 1047 号」「平 25 国告第 1048 号」の施行日「平成 26 年 4 月 1 日」以前に確認済証が交付された昇降機が「既存不適格」の判定となります。

②「設置時期」で判定する項目は、17 年業務基準書「4.2 平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。（本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期による判定」欄に「○」を付し示す。）

＜別表の解説例＞

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	既不	解	
18	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	時期	*	
		ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	状態	*	

③「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第3章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (3)「特記事項」の記入例を参照のこと。

【補足】設置時期で判定する検査項目の内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成 12 年建設省告示第 1414 号の強度検証法の規定に適合している場合およびロープ式（機械室あり）・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているものについては「指摘なし」判定となるため確認が必要。（関連告示：平成 25 年国土交通省告示第 1047 号）

※既存不適格を設置時期で判定する項目について（第2章 P46-(1)）

(1) 「既存不適格」を設置時期で判定する項目

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。「平 20 国告第 283 号改正(平成 28 年 11 月 1 日)」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

①告示「平 25 国告第 1047 号」「平 25 国告第 1048 号」の施行日「平成 26 年 4 月 1 日」以前に確認済証が交付された昇降機が「既存不適格」の判定となります。

②「設置時期」で判定する項目は、17 年業務基準書「4.2 平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。（本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期による判定」欄に「○」を付し示す。）

【補足】

施行年月日
平成12年6月1日

設置時期で判定する検査項目の内、主[illegible]・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は**平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合**している場合および**ロープ式（機械室あり）・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているもの**については**「指摘なし」判定**となるため確認が必要。

（関連告示：平成25年国土交通省告示第1047号）

【参考】設計図書の記載内容について

※昇降機の設置に関する申請時に確認申請書・設計図書等が特定行政庁（建築主事）又は指定確認検査機関に提出の後、確認済証が交付されます。
定期検査にて設置時期で判断する検査項目について設計図書の記載内容（抜粋）を紹介します。
（14耐震施工のロープ式エレベーター設計図書）

ガイドレール	かご用	材質・形状	JEAS T形レール・JEAS（37キロレール）
		ブラケット間隔	設計最大値　2400 mm　（許容値　－　mm）
		非常止め作動時	かご総質量　10087 kg ≦ 許容かご総質量　15000 kg
		ガイドシュー（外れ止め）の有効かかり代	46 mm ≧ 19.1 mm　（地震力によるレール等のたわみ量＋10）
	釣合おもり用	材質・形状	ISO標準レール・ISO（T140-1/B）
		ブラケット間隔	設計最大値　2400 mm　（許容値　－　mm）
		非常止め作動時	釣合おもり総質量　8695 kg ≦ 許容釣合おもり総質量　9500 kg
		ガイドシュー（外れ止め）の有効かかり代	59 mm ≧ 19.4 mm　（地震力によるレール等のたわみ量＋10）
支持ばり	マシンビーム	材質・形状	SS400　形鋼　H　400×200×8×13　1 本
		＊安全率	常時　8.3 ≧ 3.0　安全装置作動時　8.3 ≧ 2.0
		地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略
		材質・形状	SS400　形鋼　H　400×200×8×13　1 本
		＊安全率	常時　5.1 ≧ 3.0　安全装置作動時　5.1 ≧ 2.0
		地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略
		材質・形状	SS400　形鋼　H　400×200×8×13　1 本
		＊安全率	常時　12.6 ≧ 3.0　安全装置作動時　12.6 ≧ 2.0
		地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略

主索・主索の端部	主索	JIS G　3525　8×Fi（25）A種	＊安全率	常時	（設置時）　7.4 ≧ 5.0
					（使用時）　5.9 ≧ 4.0
		直 径　16 mm　6 本		安全装置作動時	（設置時）　7.4 ≧ 3.2
		（保証破断力　123000 N）			（使用時）　5.9 ≧ 2.5
		ローピング　2 ： 1		限界	（設置時）　6.2 ≧ 3.2
					（使用時）　4.9 ≧ 2.5
				地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略
	主索の端部	固定方法 か　ご　用　：　バビット詰め 釣合おもり用　：　バビット詰め	＊安全率	常時	（設置時）　5.9 ≧ 4.0
					（使用時）　5.9 ≧ 3.0
				安全装置作動時	（設置時）　5.9 ≧ 2.0
					（使用時）　5.9 ≧ 2.0
				限界	（設置時）　4.9 ≧ 2.0
					（使用時）　4.9 ≧ 2.0
				地震時	通常時の方が評価条件が厳しいため省略

※09耐震(H21.9.28)
4(14)昇降路内の耐震対策（ガイドレールとのかかり適合）

※14耐震(H26.4.1)
1(18)駆動装置等の耐震対策（マシンビームについてH25国告第1047号適合）

※14耐震(H26.4.1)
2(3)主索又は鎖
2(5)主索又は鎖の取付部
（主索・主索端部についてH25国告第1047号に適合）

※検査結果表：検査項目の判定変更（検査（保守）会社変更時）について

検査会社が変更（前回報告と異なる）なった場合、特に耐震関係（設置時期で判断する項目）の判定変更が多く発生しています。

（第二面）

昇降機の状況等

【1．昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ．確認済証交付年月日】　平成　21　年　9　月　28　日　第　○○　号

【ロ．確認済証交付者】☐ 建築主事　☑ 指定確認検査機関　（　○○　）

【ハ．検査済証交付年月日】　平成　21　年　12　月　1　日　第　○○　号

【ニ．検査済証交付者】☐ 建築主事　☑ 指定確認検査機関　（　○○　）

耐震クラス
09耐震

基準日：平成21年9月28日
関係法令：H20国告第1494号他
対象検査項目
※4(14)昇降路内の耐震対策
・ガイドレールとのかかり
・突出物の状況
※6(12)ピット内の耐震対策
・ガイドレールとのかかり
・突出物の状況

（第二面）

昇降機の状況等

【1．昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ．確認済証交付年月日】　平成　26　年　4　月　1　日　第　○○　号

【ロ．確認済証交付者】☐ 建築主事　☑ 指定確認検査機関　（　○○　）

【ハ．検査済証交付年月日】　平成　26　年　6　月　1　日　第　○○　号

【ニ．検査済証交付者】☐ 建築主事　☑ 指定確認検査機関　（　○○　）

耐震クラス
14耐震

基準日：平成26年4月1日
関係法令：H26国告第1047・1048号
対象検査項目
※1(18)起動装置等の耐震対策
・マシンビーム
※2(3)主索又は鎖
・主索の径の状況、鎖の摩耗の状況
※2(5)主索又は鎖の取り付け部
・横架材・止め金具の取付けの状況
※4(5)頂部綱車
・取付けの状況（支持はり）
※4(10)ガイドレール・レールブラケット
・取付けの状況
※4(16)釣合おもりの各部
・枠の状況
・釣合いおもり片の脱落防止措置の状況

※判定変更に至る要因について（前回検査はメーカー系で今回の検査は非メーカー系、又はその逆の場合等）

・非メーカー系の検査者は前回検査書類の写しを確認された際、メーカー系の判定と同様、設置時期の基準日前であっても「指摘なし」と判断する場合と写しの有無に依らず設置時期による判断に準じて「既存不適格」と判断。

・メーカー系の検査者は前回検査書類の写し（非メーカー系で実施）の有無に依らず非メーカー系の判定と異なり「指摘なし」と判定（設計図書等による耐震施工の内容を確認）。

※検査結果表（法令様式）について（第3章 P58）

2022年版

【ロープ式エレベーター】

［機械室あり、機械室なし］

別記第一号（Ａ４）

検査結果表

（第1第1項第1号に規定する昇降機）

◎　必ず該当あり
○　該当する場合が多い
△　該当しない場合が多い
×　該当しない

		氏　名	検査者番号
当該検査に関与した検査者(*)	代表となる検査者(*)	定期検査報告書第二面第3欄に記入検査者	
	その他の検査者(*)	検査者を特定できる番号，記号等	

検査者が一人の場合は記入しなくてよい

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるのであくまでも目安とすること

昇降機番号

機械室あり	機械室なし	番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
		1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）					
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸(*)				S46.01.01	
◎	△	(2)	機械室内の状況 並びに照明装置及び換気設備等(*)				S46.01.01	
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部					
◎	◎	(4)	救出装置				H24.08.01	

※検査結果表（ロープ式・油圧式　他）法令様式へ記載内容の修正について

・2021年版までの検査結果表（ロープ式・油圧式）には機械室の有・無、直接式・間接式を上段右側に記載箇所がありましたが法令様式に準じ削除いたしました。

検査結果表作成時はお手持ちのエクセルファイル等を修正、又は協議会HPから検査結果表をダウンロードの上、作成をお願いいたします。

※検査結果表（接触器）の記載誤りについて（第3章 P58）

番号	検査項目 検査日：令和4年11月1日				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあっては、共通）								
(1)	機械室への通路及び出入口の戸				○				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等				○				
(3)	機械室の床の貫通部				○				
(4)	救出装置				○				
(5)	制御器	開閉器及び遮断器			○				
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 10年 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 H30 年 3月 1日 U U：5年	○				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 10年 100万回 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 H29 年 6月 1日 BK BK：5年 10万回					

1年未満の切上げ・切捨て統一

※検査結果表の基準値表記について（第3章 P66-67）

あり 機械室	なし 機械室	番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
○	△	(11)		減速歯車						
◎	◎	(12)		綱車又は巻胴(*)	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （例 **マーキングが見えない** ~~mm~~）→ **例 マーキングが見える** ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定					
◎	◎	(13)		軸受						
◎	◎	(14)		ブレーキ(*)	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （**例1　5.0 mm以下**） （**例2　ﾌﾞﾚｰｷｷﾞｬｯﾌﾟ　3.5mm　以上**） 要是正となる基準値 （**例1　4.5mm以下**） （**例2　ﾌﾞﾚｰｷｷﾞｬｯﾌﾟ　4.5mm　以上**） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（　mm） 要是正となる基準値（　mm）	**例3　右 8.0 mm　左 7.9 mm** **例4　右 2.0 mm　左 ~~mm~~**				

「イ」「ロ」「ハ」のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

該当する方を○で囲む。

「イ」「ロ」「ハ」、又は「イ」「ロ」のいずれかを選択し、該当するものを○で囲むこと。

1.「イ」「ロ」を選定した場合、実測値を記入し基準値に対し判定する。
2.数値の基準値には以下・以上・未満・超え等を記入すること。

※2021年版より必須とした記載内容

1. **数値の基準値には以下・以上・未満・超え等を記入すること。**
2. **パッドの厚さの検査をブレーキギャップ（エアギャップ）で行う場合は基準値にブレーキギャップ又はエアギャップ等を記載すること。**

※記載の目的

- **基準値の再確認と記載誤りの防止**
- **判定誤りの防止**

前回値記入不要だが、今回の実測値と前回値と比較し、次回の定期検査時若しくは定期点検時までにパッドが運行に支障が生ずる厚さとなるおそれがあるときは「要是正」とする。

1. **数値の基準値には以下・以上・未満・超え等を記入すること。**
2. パッドの厚さの検査をブレーキギャップ（エアギャップ）で行う場合は基準値にブレーキギャップ又はエアギャップ等を記載すること。

※検査結果表（主索の検査）の記入について（第3章 P68）-①②

H26.0.4.01*

◎	◎	(3)	主索又は鎖(*)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（ 主索の摩耗なし ） 直径（ 12.2mm）　未摩耗直径（ 12.2mm）	100%
					素線切れ 最も摩損した主索の番号　（ 番号を記入 ） 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超・70%以下~~	1よりピッチ内の素線切れ数　　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数　　本
					錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ）	%
					谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 番号を記入 直径（　　mm）未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数　　本
					主索本数（ 本数を記入 本） 要重点点検の主索の番号（　　）要是正の主索の番号（	
				鎖	摩耗　最も摩耗した鎖の番号（ 番号を記入 ） 測定長さ（ （B）　mm）基準長さ（ （A）　mm	伸び　　%
					鎖本数　（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）要是正の鎖の番号（　　）	

要是正　＝ 90%未満
要重点点検＝ 92%未満

判定基準は、P68表1で指定の記号で記入する。
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

素線切れがない場合、両方を抹消する。

・「なし」の場合
その他の　　内項目は記入不要。空欄とする。
（「ー」とするのが望ましい）
・「あり」の場合は所定欄を記入する。

谷部赤錆色「あり」の場合
判定基準を、P69表2で指定の記号で記入。
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

伸び率（%）＝ $\frac{B-A}{A}$ ×100
要是正＝ 1.5 %以上

※主索の径の状況

- 測定値は小数点以下第一位は必ず記入してください。
- 「主索の摩耗なし」であっても直径・未摩耗直径・割合を記入してください。

※2(3)主索又は鎖の記入漏れについて（第1章 P69-⑦）

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（　3　） 直径　（　12.0 mm）　未摩耗直径（　12.1 mm）	99.1　%					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　3　） 該当する素線切れ判定基準（　2-ハ　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 (70%超)・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　1　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　1　本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （(あり)・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　3 直径　（　12.0 mm）　未摩耗直径　（ 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準(	99.1　%		○			
			主索本数（　3　本） 要重点点検の主索の番号(1,2,3)　要是正の主索の番号（　--　）						
		鎖	摩耗　最も摩耗した鎖の番号（　　） 測定長さ（　　mm）　基準長さ（　　mm）	伸び　%					
			鎖本数　（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（　　）						

「要重点点検の主索の番号」（－ － －）

↓

「要重点点検の主索の番号」（1，2，3）

※
・主索谷部に赤錆色に見える部分があり「要重点点検」と判定されていますが「要重点点検の主索の番号」の記載漏れがあります。
（注）錆のある全ての主索の番号を記載のこと。

※検査結果表（釣合おもり底部すき間）の記入について（第3章 P72）

6（10）釣合おもり底部すき間

① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合　⇒「要是正」

② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を（　mm）に記入する。なお、初回の定期検査の場合(※)又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　mm）内に「－」を記入する。

(※)工事完了検査より2年以内で、完了検査時の値が分かっていれば前回測定値として記入する（下表 e）。

③ 検査日での前回測定値の記載と判定

No	検査	前回測定値	備考
a)	前年度実施	前年度　実測値	
b)	前年度未実施	（　－　）	前年度未実施は前回測定値不明と同じとなる。
c)	前回測定値が不明の場合	（　－　）	前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする
d)	リニューアル （油圧⇒ロープ，機械室有⇒無）	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査 （完了検査から2年以内の場合）	完了検査時　実測値	

④次回検査（点検）までに規定値を確保できない場合⇒「要重点点検」指摘とする

<例>油圧緩衝器の場合

[前回測定値 50mm]➡[今年度実測値 20mm]

⇒ 今年度変化は △30mmであるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。

ただし、主索の伸びが鈍化の傾向を確認し経年変化量の値を予測した結果、次回の定期検査時又は定期点検時までに「要是正の基準に該当するおそれがない」と判断した場合は、「特記事項」の欄にその理由を記載すること。

※釣合おもり底部すき間年次推移について（参考予測例）

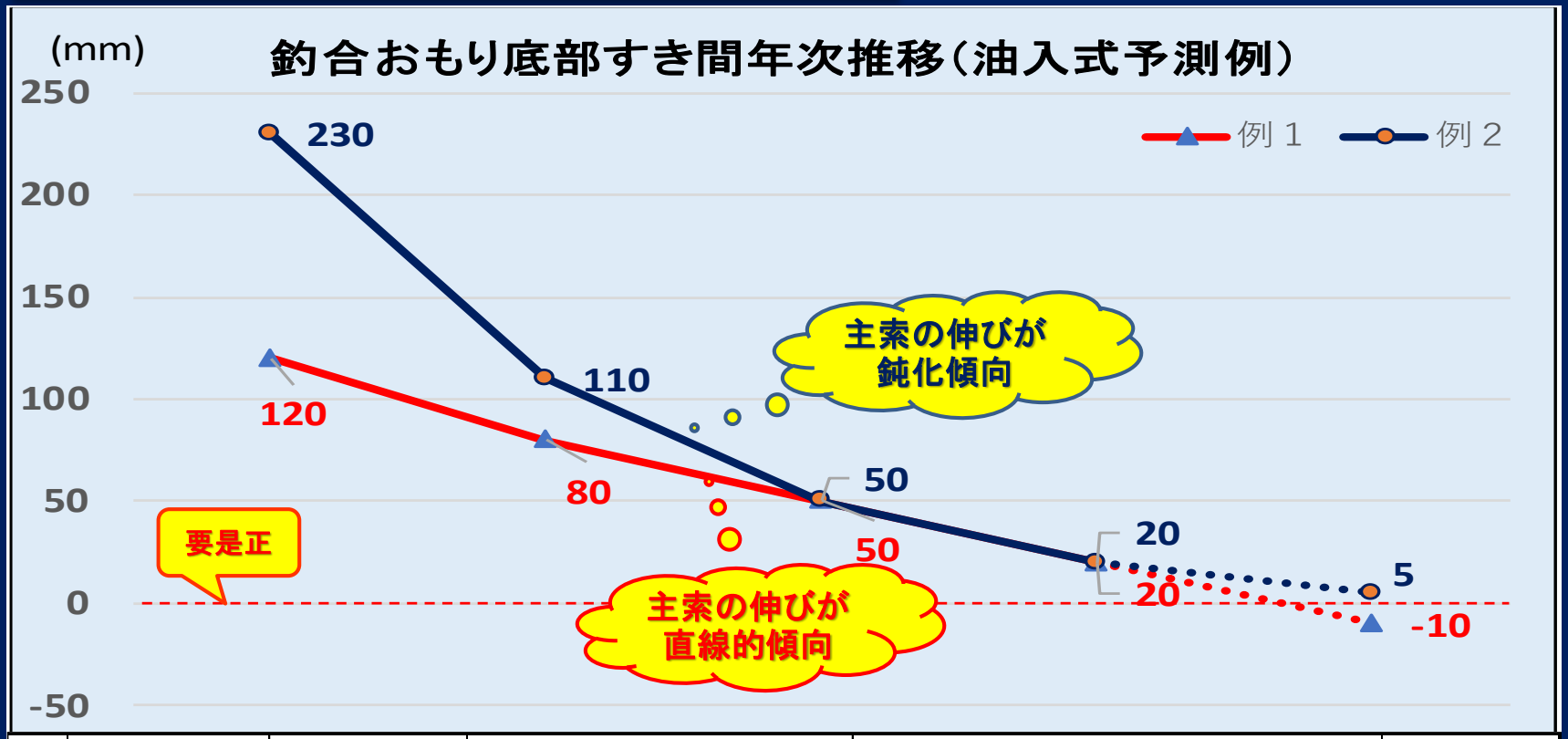

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月	
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	主索の伸びが鈍化の傾向を確認し経年変化量の値を予測した結果、次回の定期検査時までに「要是正の基準に該当するおそれがない」と判断			

※検査結果表　特記事項_記入について（第3章 P74）

検査結果表「特記事項」 欄　（次頁「特記事項」記入例を参考とすること）

① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（年月）」欄に当該年月を（　）書きで記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘，改善内容　[必須]

b) 前回の「要重点点検」指摘に対し「指摘なし」に改善した場合の実施内容　[必須]

c) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。　[必須]

d) c)以外の「既存不適格」の具体的指摘，改善内容　等　[必須。業務基準書では記載必須としてないが、全既存不適格を記入願いたい。]

e) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時　[必須]

f) 6(10)すき間　前回値よりﾌﾟﾗｽ 100mm 以上となった場合の理由　[必須]

g) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目　[必須]

h) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目　[必須]

※検査結果表　特記事項_記入について（第3章 P74）

※特記事項の記載誤り（事例）

事例1：設置が不要な耐震対策に関する「指摘の具体的内容等」への記載

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善（予定）年月	
4(14)	昇降路内の耐震対策（既存不適格）	ロープガード等の状況 ガイドレールとのかかりの状況	ロープガードの未設置又は取付寸法が基準を満たしていません ガイドレールとのかかり状況は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます		

4	かご上					
~~(5)~~	~~頂部綱車~~					
~~(9)~~	~~かご吊り車~~					
~~(18)~~	~~釣合おもりの吊り車~~					

ロープガードの設置を要する箇所が抹消されています＝設置不要

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善（予定）年月
4(14)	昇降路内の耐震対策（既存不適格）	ガイドレールとのかかりの状況	【記入例】 ガイドレールとのかかり状況は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

※検査結果表　特記事項_記入について（第3章 P74）

※特記事項の記載誤り（事例）

事例2：平成21年9月28日以降に確認済証が交付されているが旧法にて設置されたエレベーターの特記事項（指摘の具体的内容等）記載

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善（予定）年月	
4(14)	昇降路内の耐震対策（既存不適格）	ガイドレールとのかかりの状況	耐震関係は設置時期で既存不適格を判断	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます		

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善（予定）年月
4(14)	昇降路内の耐震対策（既存不適格）	ガイドレールとのかかりの状況	【記入例】 平成２１年９月２８日より前の旧法による設置にて既存不適格	現行法に適合した耐震対策の施工を望みます	

「特記事項」について

検査結果表の判定と特記事項に整合性が必要です。平20国告第283改正で既存不適格の指摘数が増えたことも要因にあると思いますが、検査表の判定結果と不一致が散見されます。
（指摘ありで特記事項の記載がない、指摘なしで特記事項に記載があるなど単純ミスが多い。）

検査結果表作成後、判定結果と特記事項記載内容について再確認をお願いします。

また記載順については検査項目番号順で記載をお願いします。

※ブレーキパッドに関する検査結果表・別添1の記入方法（第3章 P85）

	パッドの取付位置等	検査結果表の記入（下線部は測定値を記入） 右　測定値　mm	左　測定値　mm	別添1（ブレーキパッド）の記入 □右	□左	特記事項の記入例
ドラム式 （電動機側より見た時の位置）	左右の場合（パッド数、各1個）	右　右側　mm	左　左側　mm	撮影したパッドにレ点チェック		ドラム式
	左右の場合（パッド数、各2個）	右　右上/右下　mm	左　左上/左下　mm			ドラム式（パッド：右上・左上・上側・下側等）※記入必須
	上下の場合（パッド数、各1個）	右　下側　mm	左　上側　mm			
ディスク式 （電動機側より見た時の位置） ※電動機に近いものから１	左右の場合（パッド数、各2個）	右　右1/右2　mm	左　左1/左2　mm	撮影したパッドにレ点チェック		ディスク式(パッド：右1・左1・上1・下1 等) ※記入必須　補足（ﾌﾞﾚｰｷ外観写真を除く）
	上下の場合（パッド数、各2個）	右　下1/下2　mm	左　上1/上2　mm			
	片側のみの場合（パッド数、2個） （正面（保守の立ち位置）から見て）	右　右側　mm	左　左側　mm	左右にレ点チェック		ディスク式
クラッチ式（ブレーキ1個） （注1）		右を抹消し測定値を記入（~~右~~　測定値　mm ） 左は抹消　（~~左　mm~~）		抹消　（~~□右　□左~~）		クラッチ式
クラッチ式（ブレーキ2個） （注1）	2連構造他（パッド数、2個）	右を抹消し測定値を記入（~~右~~　電動機側/反電動機側　mm ） 左は抹消　（~~左　mm~~）				クラッチ式（パッド：電動機側・反電動機側・上側・下側 等）※記入必須 補足（ﾌﾞﾚｰｷﾊﾟｯﾄ両方の写真を除く）
	上下の場合（パッド数、2個）	右を抹消し測定値を記入（~~右~~　上側/下側　mm ） 左は抹消　（~~左　mm~~）				
※判定用治具にて測定するもの （主にディスク式等）	上下・左右等 （パッド数、各2個）	※記入方法はディスク式と基本的には同様 判定治具の基準（数値又は文章）に対する結果を記入する （例1：右　0.5以上/0.5以上　mm　左　0.5以上/0.5以上　mm ） （例2：右　治具（0.5mm）が通る　左　治具（0.5mm）が通る） （例3：φ0.5mm(φ0.3mm)入る）		撮影したパッドにレ点チェック		ディスク式(パッド：右1・左1・上1・下1 等) ※記入必須　補足（ﾌﾞﾚｰｷ外観写真を除く）

(注1)クラッチ式：巻上機回転軸と同芯軸上にて回転するパッドにより制動する構造のブレーキ。

※パッド厚さを測定する場合については全てのパッドについて測定し各パッドの最小値を検査結果表に記入して下さい。（すき間・エアーギャップ・ブレーキギャップ等を測定する場合は最大値を記入）

【参考写真】

※ドラム式（左右に上・下のパッド）

※ディスク式（ブレーキ片側のみの左・右のパッド）

※クラッチ式（2連構造：電動機側・反電動機側）

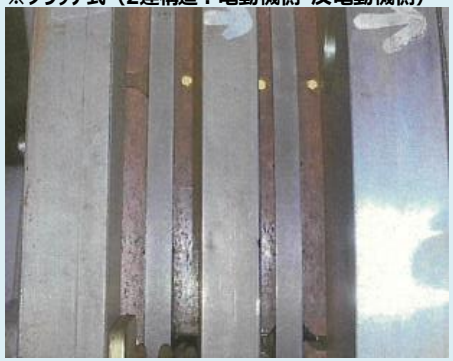

※クラッチ式ブレーキ（上・下のパッド）

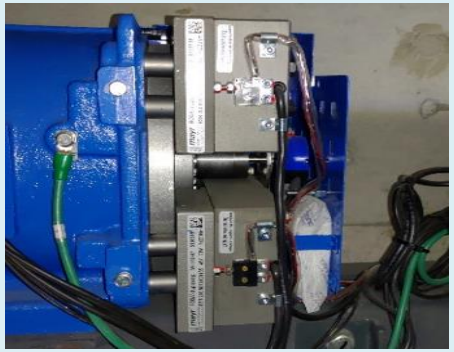

※ブレーキパッド（参考写真-1）

※③ドラム式（上下のパッドの上側）

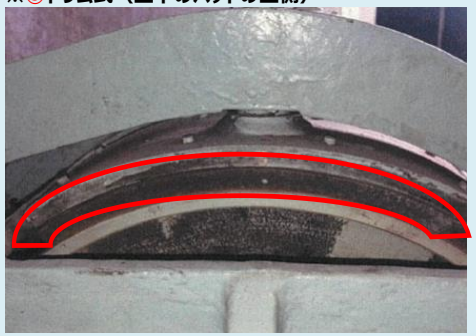

（H社製）

※③内拡ドラム式（上下のパッドの下側）

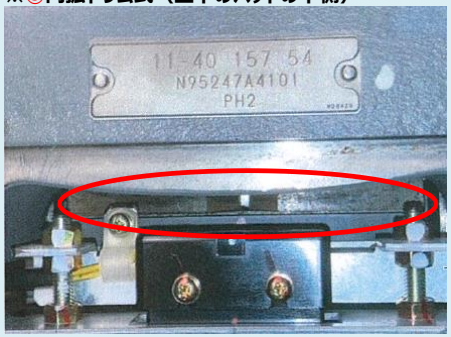

（H社製）

※④ディスク式（左右又は上下のパッドに各２個）

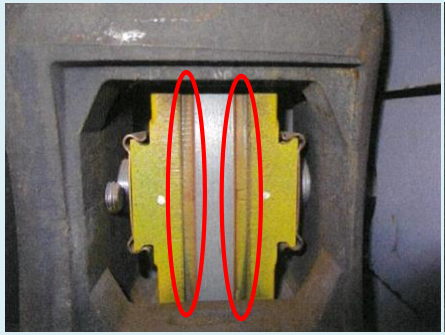

（M・H・T社製 他）

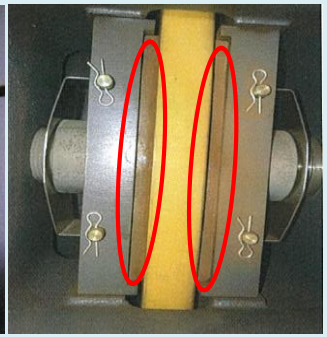

（H社製）

※④ディスク式（左右のパッドに各２個）

（M・H・T社製 他）

※④ディスク式（左右のパッドに各２個）

（F社製）

※⑤ディスク式（上下のパッドに各２個）

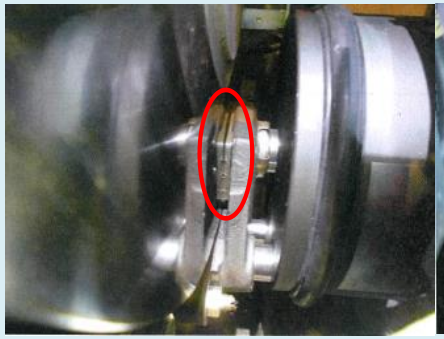

（M社製）

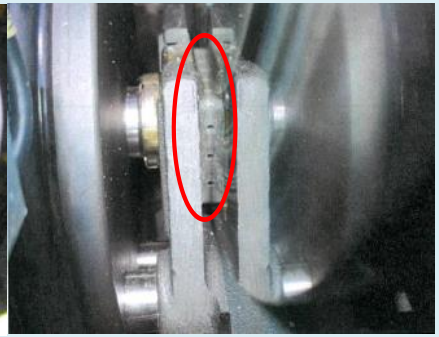

（M社製）

※⑤ディスク式（ブレーキ外観写真 上下のパッドに各２個）

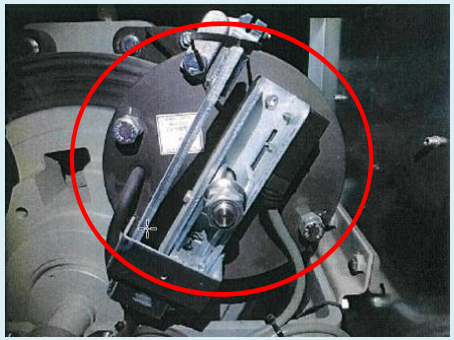

（F社製）

※⑥ディスク式（ブレーキ片側のみの左右）

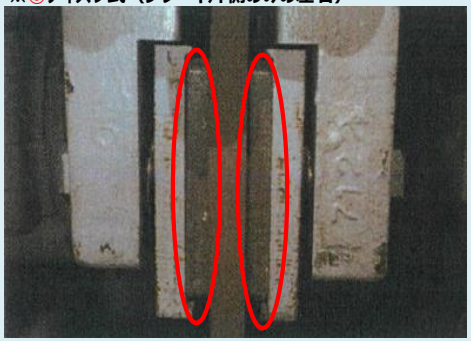

（M社製）

※④ディスク式（右側ブレーキ外観写真 左右のパッドに各２個）

（F社製）

※ブレーキパッド(参考写真-2)

※⑦クラッチ式（ブレーキ1個）

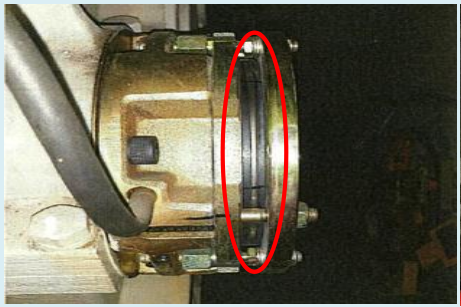

（M・H・T社製 他）

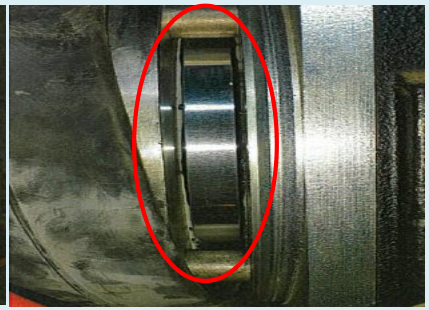

（T社製）

※⑧クラッチ式（2連構造&電動機側･減速機側（反電動機側）の２個）

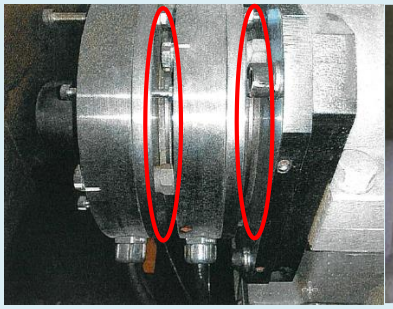

（T社製）

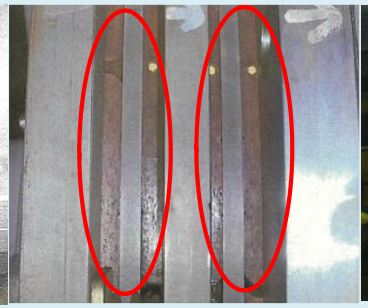

（H社製）

（M＆H製）

※⑨クラッチ式ブレーキ（パッド上下の2個）

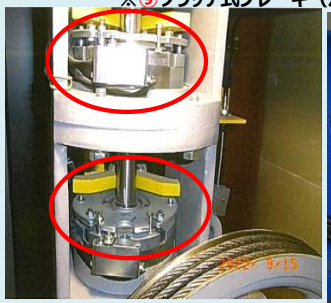

（M･H社製）

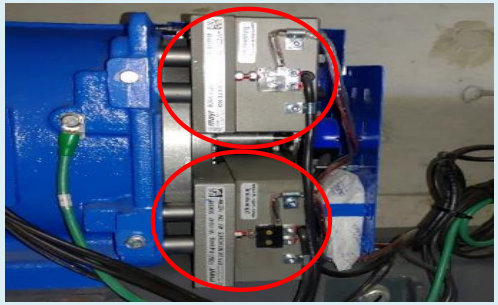

（T社製）

※ブレーキパッドの記入方法一覧表(実務マニュアルP85）の作成経緯および目的について

定期検査業務基準書（Ｐ237の表）の記載が示すブレーキパッドの位置（左右等）以外に取り付けられたブレーキパッドについて表と異なる方法で記入した場合、別記様式（別添1）の特記事項欄にブレーキパッドの左右が分かるように記入する必要があります。

記入方法の統一化を図ることを目的として検査結果表および別添1の記入方法について纏めました。

※定期検査報告書（別添1）：記載誤り事例

※定期検査業務基準書（P236, 237・P250）では主索の番号およびブレーキパッドの取付け位置の表記について指定されています。（基準書と異なる表記を行う場合は特記事項欄に主索の配置・ブレーキパッドの左右が分かる様に記載が必要）
提出される報告書について記載誤りの２例を紹介いたします。

事例１（測定値と別添1の異なる表記）

									否
			レンチにより確認 ㋺ ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認		㊀ ・ 否				
(14)	巻上機	ブレーキ	パッドの厚さ ㋑ 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (1.5以下 ㎜) 要是正となる基準値 (1.0以下 ㎜) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値(㎜) 要是正となる基準値 (㎜)		右 2.8/2.5 ㎜ 左 2.8/2.8 ㎜	○			

ブレーキパッド
ブレーキパッドの取付位置　□右　☑左

検査結果
□ 要是正　□ 要重点点検　☑ 指摘なし

特記事項
特に異常ありません。
ドラム式：パッド左下

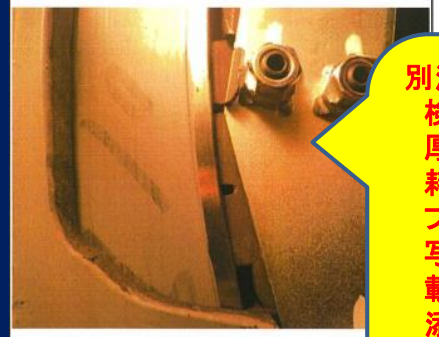

別添1：ブレーキパッドの事例
検査結果表1(14)ブレーキパッドの厚さは右（下側2.5mm）が最も摩耗した数値となっているが別添1ブレーキパッドの写真は左下側の写真および特記に左下と誤った記載となっている。
添付写真および特記の記載内容を修正。

事例２（別添1の主索の番号・パッドの位置）

検査結果
（最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により容部が赤錆色に見える主索の番号（ 3 ）
□ 要是正　□ 要重点点検　☑ 指摘なし

特記事項
・最も摩耗した主索は1階床レベル上500mmで駆動綱車にかかる位置

別添1：主索又は鎖の事例
最も摩耗した主索は3番の主索とあるが写真の主索はギヤケースに一番近い主索のため1番の主索が正しい

ブレーキパット
ブレーキパットの取付位置　□ 右　☑ 左

検査結果
□ 要是正　□ 要重点点検　☑ 指摘なし

特記事項

別添1：ブレーキパッドの事例
ブレーキパッドの取付位置は左（レ）とあるがブレーキの奥側に電動機（電動機の配線ボックが見える）があるため写真のパッドは右（レ）が正しい。

※エスカレーター検査結果表（特記事項欄）の記載（第3章P117）

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
5(1)	**交差部固定保護板**	**設置構造上不要**	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。（必須）		
5(3)	落下防止網	設置構造上不要**(人や物が落下する恐れのない設置環境)**	安全対策が不要な場合の記入例		
5(7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要**（人が登る恐れのない設置環境）**			
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200㎜以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止（板）柵の設置を要望する。	
昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書 2017 年版（2021 年追補版）令和3年4月14日発行					
5(2)	**転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵**	ハンドレールと転落防止柵及び誘導策とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すりぬけ禁止」の張り紙が掲示されていることを確認。	○○年○○月

※エスカレーター検査結果表（特記事項欄）の記載（第3章P117）

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
5(1)	**交差部固定保護板**	**設置構造上不要**	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。（必須）		
5(3)	落下防止網	設置構造上不要**（人や物が落下する恐れのない設置環境）**	安全対策が不要な場合の記入例		
5(7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要**（人が登る恐れのない設置環境）**			
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200㎜以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向	
	「要是正」判定の安全対策に関する当面の措置が講じられている場合の記入例				
5(2)	**転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵**	ハンドレールと転落防止柵及び誘導策とのすき間	ハンドレールと転落防止柵とのすき間が200mmを超えている。	当面の措置として、要是正とした転落防止柵に「すりぬけ禁止」の張り紙が掲示されていることを確認。 （掲示：〇〇年〇〇月）	

掲示の年月記載は「改善策の具体的内容等」に記載する

※別添1様式（主索・鎖）の記入例（第3章P135）

検査結果は2(3)[ロープ式エレ] と同じとなる

① 摩耗・摩損の記載例

主索又は鎖 （最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷が赤錆色に見える主索の番号（　1　）	検査結果 ☐要是正　☐要重点点検　☑指摘なし

最も摩耗若しくは 摩損が進んだ部分の主索の写真

添付写真の注意

・カラー，白黒，画質の制限はない。

（但し錆や点状の腐食が多数生じている場合はカラー写真を添付する他、特定行政庁より別添1（別添2）について全てカラー写真での提出要求がある場合は、カラー写真で作成して下さい）

・ピンぼけ等で状態が確認できないものは不可とする。素線が確認出来るように撮影する。

特記事項　<記入例>

最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるよう記入する。

・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

・最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」

・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。

※各種届書の記入について（第1章 P10-18）

第21号様式の2（第13条関係）

特定建築設備等 廃止 使用休止 届

下記の特定建築設備等を 廃止 使用休止 したので、東京都建築基準法施行細則第13条第8項の規定により届け出ます。

年　月　日

東京都知事　殿

届出者　住所
氏名

第21号様式の2の2（第13条関係）

特定建築設備等再使用届

下記の特定建築設備等を再使用したいので、東京都建築基準法施行細則第13条第10項の規定により届け出ます。

東京都知事　殿

届出者　住

第21号様式の2の3（第13条の2関係）

建築

定期報告対象建築物等の所有者等を下記のとおり変更したので、東京都建築基準法施行細則第13条の2の規定により届け出ます。

年　月　日

東京都知事　殿

届出者　住所
氏名
電話　（　　）

（注）協議会HPにある各届書（改善工事完了届を除く）は東京都の条・項で掲載しています。提出先の特定行政庁の該当する行政庁名・条・項へ修正してください。

※各種届書の記入について（第1章 P10-18）

P10

4. 各種届書 様式

（1）特定行政庁別 建築基準法施行細則（規則）及び届書様式　赤字は変更箇所　令和 4年 10月現在

特定行政庁	建築基準法施行細則（規則）	廃止・休止届 根拠条文 様　式	再使用届 根拠条文 様　式	所有者等変更届 根拠条文 様　式
東京都	東京都建築基準法施行細則	細則第13条第8項 第21号様式の2	細則第13条第10項 第21号様式の2の2	細則第13条の2 第21号様式の2の3
千代田区	千代田区建築基準法施行細則	細則第11条第8項 第9号様式の2	細則第11条第10項 第9号様式の2の2	細則第11条の2 第9号様式の2の3
中央区	中央区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の1の2様式	細則第14条の2 第11号の1の3様式
港　区	港区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号様式の2	細則第14条の2 第11号様式の3
新宿区	新宿区建築基準法施行細則	細則第13条の2第8項 第11号様式	細則第13条の2第10項 第11号の2様式	細則第13条の3 第11号の3様式
文京区	文京区建築基準法施行細則	細則第12条第8項 別記様式第13号	細則第12条第10項 別記様式第14号	細則第12条の2 別記様式第14号の2
台東区	台東区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 別記第5号様式の2	細則第14条第10項 別記第5号様式の2の2	細則第14条の2 別記第5号様式の2の3
墨田区	墨田区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
江東区	江東区建築基準法施行細則	細則第11条第8項 別記第１０号の2様式	細則第11条第10項 別記第10号の3様式	細則第11条の4 別記第10号の5様式
品川区	品川区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
目黒区	目黒区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の3様式
大田区	大田区建築基準法施行規則	規則第14条第7項 第8号様式の3	規則第14条第9項 第8号様式の4	規則第14条の2 第8号様式の5
世田谷区	世田谷区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号の2様式	細則第14条の2 第11号の2の2様式
渋谷区	渋谷区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 別記第11号様式	細則第14条第10項 別記第11号様式の2	細則第14条の2 別記第11号様式の3
中野区	中野区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号様式の2	細則第14条の2 第11号様式の3
杉並区	杉並区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第10号様式の2	細則第14条第10項 第10号様式の3	細則第14条の2 第10号様式の4
豊島区	豊島区建築基準法施行細則	細則第10条第8項 別記第8号様式の2	細則第10条第10項 別記第8号様式の2の2	細則第10条の5 別記第8号様式の5
北　区	北区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 第11号様式	細則第14条第10項 第11号様式の4	細則第14条の2 第11号様式の5
荒川区	荒川区建築基準法施行細則	細則第14条第8項 別記第11号様式	細則第14条第10項 別記第12号様式の2	細則第14条の3 別記第12号様式の2

※昇降機等改善工事完了届の記入について（第1章 P21記入例）

昇降機等改善工事完了届

「改善指導書」発行日付を必ず記入する。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日付で改善指導があった下記事項について
令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日に当該工事を完了したので届けます。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

改善工事完了後、速やかに提出する。

様

報告日を記入する。

所有者（管理者）
住所・氏名

昇降機等検査員
住所・氏名

電話　（　　）
（交付番号　　号）

記

建物所在地	東京都○○区新宿△△ー△△ー○
建物名称・用途	○○ビル　事務所
昇降機等の内容	1号機　乗用エレベーター（900Kg 13名90m/min）登録番号2007123123

改善事項	改善内容
1(4)救出装置作動せず。 2(3) 主索素線切れが発生しており交換基準に達しています。 5(6) ピット床面に水が溜まっており保全上支障があります。 （注）改善事項には改善指導の全ての指摘項目を記載のこと。	1(4)救出装置用バッテリー及びバッテリー充電装置交換した。 2(3)主索（3本）を交換した。

※従来は
改善事項＝改善内容
（殆どの完了届は改善未完の指摘項目は改善事項に記入されていない）
※今後は
「要是正」指摘項目の全てを改善内容に記載してください。

【問題】間違い探し1：1(14)ブレーキ

※検査結果表、1(14)ブレーキの記載について誤記入箇所を探してください。

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(13)	巻上機	軸受							
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適 ・ 否	○				
			保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	(適)・ 否					
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （ 0.85以下 mm） 要是正となる基準値 （ 0.9以下 mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値 （ mm）	~~右~~ 0.5/0.5 mm ~~左~~ ~~mm~~					
			プランジャーストローク (イ.)構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値 （ mm） ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値 （ mm）	mm					

【問題】間違い探し1：1(14)ブレーキ

【解答】検査結果表、1(14)ブレーキの記載について誤記入箇所を探してください。

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(13)	巻上機	軸受							
(14)	巻上機	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否	○				
			保持力 イ．ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ．ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ．かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否					
			パッドの厚さ イ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値 （ 0.85以上 mm） 要是正となる基準値 （ 0.9以上 mm） ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値（ mm）	~~右~~ 0.5/0.5 mm ~~左~~ ~~mm~~					
			プランジャーストローク イ．構造上対象外 ロ．製造者が指定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値（ mm） ハ．やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値（ mm） 要是正となる基準値（ mm）	mm					

【問題】間違い探し2：(2(3)主索の検査

※検査結果表、2(3)主索の記載について誤記入箇所を探してください。

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（　3　） 直径　（12.1 mm）　未摩耗直径（12.0 mm）	99.1　%		○			
			素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　1　） 該当する素線切れ判定基準（　2-ハ　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 (70%超)・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　4　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　5　本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり)・なし）	99.1　%					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号（　3　） 直径　（12.1 mm）　未摩耗直径（12.0 mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　4-ロ　）	1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数　3　本					
			主索本数（　3　本） 要重点点検の主索の番号（　3　）　要是正の主索の番号（ --- ）						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号（　　） 測定長さ（　　mm）基準長さ（　　mm）	伸び　%					
			鎖本数　（　　本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（　　）						

【問題】間違い探し2：(2(3)主索の検査

【解答】検査結果表、2(3)主索の記載について誤記入箇所を探してください。

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 3 ） 直径（ 12.0 mm） 未摩耗直径（ 12.1 mm）	99.1 %			○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号（ 1 ） 該当する素線切れ判定基準（ 2-ハ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 （70%超・70%以下）	1よりピッチ内の素線切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 4 本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （あり・なし）	99.1 %					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 3 ） 直径（ 12.0 mm） 未摩耗直径（ 12.1 mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ 4-イ ）	1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数 3 本					
			主索本数（ 3 本） 要重点点検の主索の番号（ -- ） 要是正の主索の番号（ 3 ）						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号（ ） 測定長さ（ mm） 基準長さ（ mm）	伸び %					
			鎖本数（ 本） 要重点点検の主索の番号（ ） 要是正の主索の番号（ ）						

定期検査報告書（第1・2面及び結果表他）協議会HPからのダウンロード

一般社団法人
東京都昇降機安全協議会

文字サイズ 小 中 大

トップページ | 協議会の概要 | 定期検査報告制度 | 関係法令 | 報告書ダウンロード

Home » トピックス一覧 » 報告書ダウンロードファイル（様式）の変更について

- 報告書ダウンロード
- ダウンロードの方法

報告書ダウンロード

- 連続ページ用様式
- 単票ページ用様式

出版物

- 昇降機定期検査報告書 作成要領
- 定期報告推進リーフレット

トピックス詳細

報告書ダウンロード(最新版)は
12月中にHPに掲載予定！！

以上

定期検査報告書＋定期検査報告概要書

第三十六号の四様式、第三十六の五様式（昇降機及び観光用エレベーター等）

定期検査報告書+定期検査報告概要書	PDF	EXCEL
記入上の注意（報告書）	PDF	WORD
記入上の注意（概要書）	PDF	WORD
定期検査報告書　第二面　別紙	PDF	EXCEL

「実務マニュアル（2022年版）」のホームページ公開

一般社団法人
東京都昇降機安全協議会

トップページ　協議会の概要　定期検査報告制度　関係法令　報告書ダウンロード

Home 》 トピックス一覧 》 昇降機定期検査報告書 作成要領（2016年版）の発行について

実務マニュアル（2022年PDF版）は12月中にHPに掲載予定！！

出版物

● 東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル

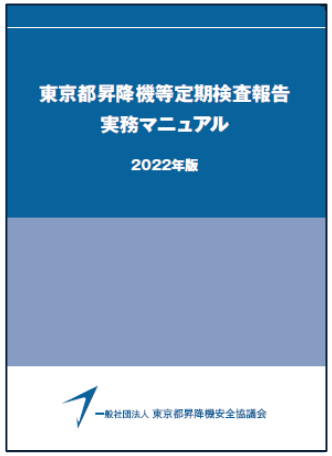

昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊戯施設定期検査報告業務基準書(2017年版)（一財)日本建築設備・昇降機センター発行」に基づき作成されますが、本書は昇降機検査結果表を作成する際の留意すべき事項をわかり易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成する方には「作成の手引き」また「事前審査の参考書」としてご利用ください。

本書は、下記から閲覧（PDF）が可能です。

表紙－目次
第1章　東京都における昇降機定期検査報告制度の運用
第2章　定期検査報告書の記入要領
第3章　検査結果表の記入要領
第4章　昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令等
第5章　昇降機の適切な維持管理に関する指針
正誤表

「所有者・管理者向け　定期調査・検査報告 促進リーフレット」

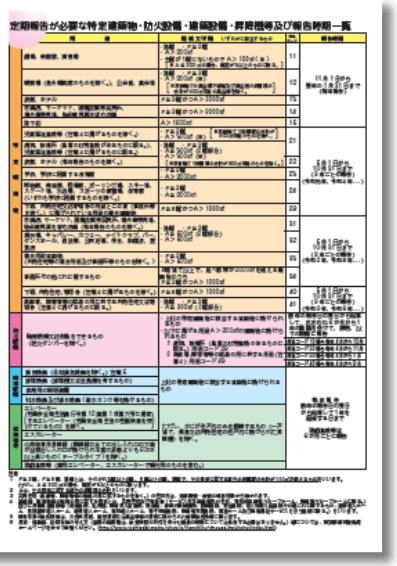

END